

第386回上山市農業委員会総会議事録

1 期 日 令和3年1月25日(月)午後1時30分開会

2 場 所 市役所401・402会議室

3 出席委員 15人

1番 江口勘四郎委員 2番 長沼健司委員 3番 山川光照委員

4番 上妻一実委員 5番 山口久志委員 6番 吉田とも委員

7番 井上隆市委員 8番 松田陽一委員 9番 木村 正委員

10番 富田憲一委員 11番 鈴木萬四郎委員 12番 渡邊智春委員

13番 後藤敏秀委員 14番 原田広幸委員 ~~15番 木村辰也委員~~

16番 花谷和男委員

出席推進委員 なし

傍聴 なし

4 欠席委員 15番 木村辰也委員

5 議事日程

日程1 諸般の報告

日程2 議事録署名委員の指名

日程3 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程4 報告第1号 農地法第18条の規定による通知書の受理について

日程5 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程6 報告第3号 非農地証明書の交付について

日程7 報告第4号 承認した農地改良届出について

6 事務局出席職員

事務局長 漆山徹、係長 柏倉昌範、係員 大沼織江、係員 齋藤啓華

7 会議の概要

議長 定刻になりましたので、1月15日に告示になりました、第386回上山市農業委員会総会を開会します。出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議は、各位のお手元に配布しております議事日程により進めます。

議長 日程1、諸般の報告であります。事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 諸般の報告を申し上げます。第1、招集告示について、令和3年1月15日、上山市農業委員会告示第1号により、令和3年1月25日、第386回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。第2、出席告知について、令和3年1月18日付け農委第239号をもって、第386回上山市農業委員会総会に出

席されるよう告知いたしました。第3、総会資料の配布について、第386回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配布しております。第4、総会出欠席委員数について、委員定数16人、現在出席委員15人となっております。なお、15番、木村辰也委員から欠席する旨の連絡がきております。以上で報告を終わります。

議長 日程2、議事録署名委員の指名であります。上山市農業委員会総会会議規則第29条の規定により、議長において、7番、井上隆市委員、13番、後藤敏秀委員を指名いたします。

議長 日程3、議第1号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。はじめに所有権の移転について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 議第1号、農地法第3条の規定による許可申請の所有権の移転について説明いたしますので、議案書の1ページをお開きください。1件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。譲渡人は〇〇氏、会社員、譲受人は〇〇氏、会社員兼農業であります。宮脇地内の畑1筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地の全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はいずれも可であり、下限面積の要件を満たすことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。9番、木村正委員。

木村（正）委員 整理番号1について現地調査の結果を報告します。一昨日に〇〇さんにお会いしてきました。昨年、〇〇さんの父、祖母が亡くなったこともあり、〇〇さんの実家には〇〇さんの兄の奥さんが住んでおります。〇〇さんの兄も10年くらい前に脳梗塞で倒れ病院生活ということで、〇〇さんの実家と農地が〇〇さんの家の近くであることから、土地を買ってもらいたいとのお願いされたとのことです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、使用貸借権の設定について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 使用貸借権の設定について説明いたしますので、議案書の2ページをお開きください。1件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。貸し人は〇〇氏、農業、借り人は〇〇氏、公務員兼農業で、両者は親子であります。阿弥陀地地内の田2筆について使用貸借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。13番、後藤敏秀委員。

後藤委員 整理番号1について、現地調査の結果を報告します。1月20日に〇〇さんと面談してきました。赤坂の〇〇さんから返却されたことから、経営移譲年金の関係で息子の〇〇さんに使用貸借権を設定するものです。要件を満たすため許可相当と認めますのでご審議よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、使用貸借権の設定の整理番号1については許可することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程4、報告第1号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告します。事務局長。

事務局長 報告第1号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたしますので、議案書の3ページをお開きください。2件の届出がございました。整理番号1について説明いたします。貸し人は〇〇氏、借り人は山形市に事務所を有する公益財団法人〇〇であります。阿弥陀地地内の田2筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号2について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏であります。小倉地内の田1筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程5、報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告します。事務局長。

事務局長 報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の4ページをお開きください。7件の届出があり、全て相続により所有権を取得したものです。なお、整理番号5については、農業委員会によるあっせん等の希望有となっております。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程6、報告第3号、非農地証明書の交付について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第3号、非農地証明書の交付について報告いたしますので、議案書の5ページをお開きください。2件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。申請人は〇〇氏であります。栄町二丁目地内の畑1筆について申請があったものです。隣接地の所有者が昭和55年に車庫を建築し、現在まで使用してきたもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って20年以上経過していることから、非農地証明を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号2について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。申請人は〇〇氏であります。河崎一丁目地内の田1筆について申請があったものです。昭和58年10月11日付けで転用届出が受理され、以後、宅地として利用していましたが、地目変更を怠っていたため、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

井上委員 届出あり、届出なしの意味を教えてください。

事務局 届出なしは転用の許可等を取らないで無断でやったもの、届出ありは過去にきちんと転用の許可等を取ったが、地目変更の手続き等を怠っていたものになります。非農地証明書を発行するにあたり、農業委員の現地調査の有無や添付書類等に差が生じます。

議長 他にございますか。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程7、報告第4号、承認した農地改良届出について報告します。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第4号、承認した農地改良届出について報告いたしますので、議案書の6ページをお開きください。1件の届出がございました。整理番号1について説明いたします。所有者は〇〇氏、施工者は有限会社〇〇^{ゆうげんかいしや}であります。平成31年度第12号の届出の期間を延長し、引き続き田を畑にするため盛土を行うもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

井上委員 この農地は、農地専門委員会で見に行った場所になるのか。

事務局 一昨年の秋に農地専門委員会で見た場所の周辺になります。井上委員がおっしゃっていた農地については、〇〇の社長が所有している農地で、不法投棄されている状況であったため、12月に県の環境課からごみの撤去の指導がされており、〇〇氏から農地改良届の相談がありましたが、不法投棄を解消してからとお伝えしております。今回の承認に当たり、〇〇氏には原則として再延長は認めないこと、完了後は営農をする必要があることを伝えております。

井上委員 〇〇はごみの撤去はしたのか。

事務局 12月に指導したばかりであり、まだ撤去していないと思われれます。県、市の環境部門、事務局で定期的に巡回し、適切な指導を行っていきます。

井上委員 近くの別の方なので承認したということか。

事務局 難しい判断であったが、申請者は〇〇氏であり、責任は〇〇氏に生じることを説明し、今回限りということで承認したということです。

長沼委員 農業委員会で不法投棄のものがあるかどうか確認してから盛土させる必要があるのではないか。

事務局 今回の〇〇氏の農地については、不法投棄されていない状態を確認しておりますのでその点は大丈夫かと思えます。〇〇氏が不法投棄している農地については、先ほども申しあげたとおり、ゴミを撤去してからでないとならば農地改良は承認できないと回答しております。

富田委員 3年くらい前に見てきたが、それから守っていない気がする。期間延長は何回出しても大丈夫なのか。

山川委員 〇〇氏の農地は不法投棄されていない農地である。今回は1年間で盛土終わらなかつたようだ。

事務局 農地改良については、改良後に耕作をするという前提であり、原則として最長1年となっております。今回は終わらなかつたので、延長手続きとなっておりますが、再延長は認められないと伝えております。

木村委員 3ページ整理番号1番について、中間管理機構をとおした案件だが、原則10年間の契約となっているはずだが、今後もしょうがないという考え方か。

事務局長 10年間の契約しているが、借り手が何らかの事情や農地の状態が悪いとかで

途中解約するケースが何件か見られます。最初から何年でもいいというわけでは
ありません。

木村委員 これは貸す側の都合での解約か。

事務局 田がぬかるんで作業効率が悪いということで返されたという案件です。

木村委員 これが常態化すると、進める側としては難しくなるのではないか。作る人がい
ないから自分に戻ってくるということ。中間管理事業の本来にあっていない。強
く言ってもらわないと。きちんとしてもらわないと我々も大変だ。

花谷会長 中間管理機構では、借り手が決まっていなくて引き受けられないという変なところが
始まりからある。今後も国・県には声を上げていく必要がある。

井上委員 私の地区でも農地の状態が悪くて返すということがあり、集約化が進まない。
国・県に強く言っていく必要がある。

花谷会長 他にございますか。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の
中で、字句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたい
と思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議
長に委任することに決しました。以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたし
ました。

(終了時刻 午後2時10分)

議事録署名人

議事録署名人